

京都華頂大学・華頂短期大学 研究倫理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、京都華頂大学・華頂短期大学研究倫理指針に基づき、京都華頂大学・華頂短期大学（以下「本学」という。）及び研究者に求められる学術研究倫理に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「研究者」とは、本学において研究活動に従事する者をいう。

2 この規程において「研究」とは、研究計画の立案、計画の実施、成果の発表・評価に至るすべての過程における行為、決定をいい、それらに付随するすべての事項を含むものとする。

3 この規程において「発表」とは、自己の研究に係る新たな知見・発見及び経緯等を公表するすべての行為を含むものとする。

第2章 研究者の責務

(研究者の基本的責任)

第3条 研究者は、国際的に認められた規範、規約及び条約等、国内の関連する法令及び告示等並びに学校法人佛教教育学園及び本学が定める関係規程等を遵守しなければならない。

(研究者の責務)

第4条 研究者は、生命の尊厳及び個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重しなければならない。

2 研究者は、他の国、地域及び組織等の研究活動における、文化、習慣及び規律の理解に努めなければならない。

3 研究者は、共同研究者が対等で共同して研究をする者であることを理解し、お互いの学問的立場を尊重しなければならない。

4 研究者は、研究に協力又は、研究を支援する者に対しては、謝意をもって接しなければならない。

5 研究者は、研究活動のあらゆる局面において、不正な行為は行わず、また加担してはならない。

6 研究者は、学生がともに研究活動に関わるときは、学生が不利益を被らないよう十分な配慮をしなければならない。

(資料、情報及びデータ等の収集)

第5条 研究者は、科学的かつ一般的に妥当な方法及び手段により、研究のための資料、情報及びデータ等を収集しなければならない。

2 研究者が、研究のために資料、情報及びデータ等を収集する場合は、その目的に適う必要な範囲において収集しなければならない。

(十分な説明と同意)

第6条 研究者が、人の行動、環境並びに心身等に関する個人情報及びデータ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的及び収集方法等について分かりやすく説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。

2 組織又は団体等から、当該組織又は団体等に関する資料、情報及びデータ等の提供を受ける場合も前項に準ずるものとする。

(個人情報の保護)

第7条 研究者は、研究に関わる個人情報については「京都華頂大学・華頂短期大学・華頂短期大学附属幼稚園個人情報の保護に関する規程」及び「京都華頂大学・華頂短期大学研究倫理指針」の趣旨に則り、適正に取り扱わなければならない。

2 研究者は、研究のために収集した資料、情報及びデータ等で、個人を特定できるものを本人の同意なしに他に洩らしてはならない。

3 研究者は、個人情報の取り扱いに関する苦情等には誠実に対応しなければならない。

(資料、情報及びデータ等の利用及び管理)

第8条 研究者は、研究のために収集又は生成した資料、情報及びデータ等の滅失、漏洩及び改ざん等を防ぐために適切な措置を講じなければならない。

2 研究者は、第三者による検証可能性を担保するため、研究のために収集又は生成した資料、情報及びデータ等を10年間、適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

(研究成果の発表)

第9条 研究者は、研究の成果を広く社会に還元するため、原則として公表しなければならない。ただし、特許権等の産業財産権等の取得及びその他合理的理由のため公表に制約のある場合は、その合理的期間内において公表しないものとすることができます。

2 研究者は、他者の成果を自己の成果として発表してはならない。

3 研究成果の発表に当たっては、私的利害への配慮や不当な圧力により研究成果の客觀性を歪めることがあるてはならない。

4 研究成果発表における不正な行為は、大学及び研究者に対する社会の信頼性を喪失する行為であることを研究者は自覚し、次に掲げる不正な行為は、絶対にこれをしてはならない。

(1) 捏造（存在しないデータの作成）

(2) 改ざん（データの変造又は偽造）

(3) 剥窃・盗用（他人のデータ又は研究成果等を適切な引用なしで使用）

(論文の著者の定義)

第10条 研究者は、研究活動に実質的な関与をし、研究内容に責任を有し、研究成果の創

意性に十分な貢献をしたと認められる場合に、当該論文に関与する研究者の合意のうえで、適切な論文等の著者を認められる。

(他の研究者の業績評価)

第 11 条 研究者が、レフェリー、論文査読及び論文に関する審査委員等の委嘱を受けて、他の研究者の研究業績評価に関わるときは、被評価者に対して予断をもつことなく、評価基準及び審査要綱等に従い、自己の信念に基づき評価しなければならない。

2 研究者は、他の研究者の業績評価に関わり知り得た情報を、不正に利用又は漏洩してはならない。

(ハラスメント)

第 12 条 研究者は、本学「セクシャル・ハラスメントに関するガイドライン」や関連省庁のハラスメントガイドライン等の定めを遵守し、研究に関わるすべての人が対等な個人として尊重され、ハラスメントのない状態を確保しなければならない。

(機器、薬品・材料の安全管理、有害廃棄物処理)

第 13 条 研究者は、研究実施上、環境・安全に対して有害となる可能性があるもの（毒劇物又は環境汚染物質等）を取り扱う場合には、関連する法令、関連省庁や学会等の指針（ガイドライン）及び本学の関係規程等を遵守し、その安全管理に努めなければならない。

2 研究者は、研究実施上発生する有害廃棄物について、本学の関係規程等を遵守し、適切に処理しなければならない。

(研究費の取扱い)

第 14 条 研究者は、研究費の適正な使用に努めなければならない。

2 研究者は、交付された研究費を当該研究に必要な経費のみに使用しなければならない。

3 研究者は、研究費の使用に当たっては、関連する法令、当該研究費の使用ルール及び本学の関係規程等を遵守しなければならない。

(利益相反)

第 15 条 研究者は、自らの研究行動に当たり、利益相反が発生しないように、本学の関係規程等を遵守し、本学と本学の教職員及び学生の社会的信用及び名誉を保持しなければならない。

第 3 章 本学の責務

(本学による不正行為の防止)

第 16 条 本学は、研究活動に関わる不正行為を防止するため必要な措置を講じる。

2 本学は、研究活動に不適切な行為が認められた場合は、速やかに原因の究明と適切な措置を講じ、研究機関としての説明責任を果たす。

(啓発活動)

第 17 条 本学は、研究者の研究倫理意識を高揚するために、必要な啓発及び倫理教育の計画を策定し、定期的に実施する。

(相談等への対応)

第 18 条 本学は、研究倫理に関して、苦情、相談及び告発等がある場合、適切な措置を講ずる。

(研究倫理審査委員会の設置)

第 19 条 本学は、この規程の目的を達成し、かつ適切な運用を図るため、研究倫理審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(審査委員会の審議事項)

第 20 条 審査委員会は、次の事項に関する審議を行う。

（1）倫理的観点からの研究計画に関わる事項

（2）研究の遂行及び終了後の取扱いにおける倫理のあり方に関わる事項

(審査)

第 21 条 審査委員会は、倫理審査の申請があった研究に対して、第 20 条の事項について申請に基づいて審査を行うものとする。

2 審査対象者と申請者は次の各号とする。ただし、倫理審査の申請のない研究に対しても、審査委員会がその審査を必要と判断するときには、その審査を行うものとする。

（1）審査対象者とは、本学の研究者及び審査委員会が倫理審査を必要と判断した研究者とする。

（2）申請者とは、当該研究の研究代表者である研究者とする。ただし、学生の場合は、当該担当（受入れ）教員とする。

(審査委員会の組織)

第 22 条 審査委員会は、次号に挙げる委員をもって組織する。

（1）学長

（2）学部長

（3）各学科長

（4）前 3 号以外の有識者 1 名以上

（5）教学部長

2 前項第 4 号の委員は、京都華頂大学（以下「本大学」という。）学長が指名する。

3 審査委員会に幹事を置き、教学部教学課より選任する。

(委員の任期)

第 23 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合は、これを補充し、補充された委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 24 条 審査委員会に委員長、副委員長を置く。

2 委員長は、学長とする。副委員長は委員長が推薦する。

3 委員長は、審査委員会を招集し、その議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代行する。

(議事)

第 25 条 審査委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

3 委員が申請者となったときには、当該事案の審議には出席しないものとし、当該委員を除いて議決を行う。この場合、除いた委員数分の定員を減じたものとして全体定数とする。

4 申請者又は研究実施の責任者は審査委員会に原則として陪席し、申請内容の説明なし意見を述べる。

5 審査委員会の議事に関しては、記録として保存する。

(審査資料の保管)

第 26 条 委員会は、当該研究実施計画に関する審査資料を研究の終了について報告されるまでの期間、教学課が適切に保管する。

(守秘義務)

第 27 条 委員は、関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、職務上知り得た情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。この場合において、当該委員は、委員でなくなった後も、守秘義務を有するものとする。

(再申請)

第 28 条 審査の結果、承認が得られなかった場合、当該申請者は修正した研究計画書を添えて再申請することができる。

(異議申し立て)

第 29 条 申請者は、審査結果に異議のある場合、再審査を求めることができる。その手続は別に定める。

第 4 章 その他

(懲戒)

第 30 条 研究者は、第 18 条に規定する措置の結果に基づき、「京都華頂大学・華頂短期大学就業規則」に従い懲戒の対象となることがある。

2 前項において、研究者が学生である場合には、「京都華頂大学・華頂短期大学学生懲戒規程」に従う。

(規程の改廃)

この規程の改廃は、研究倫理審査委員会の議を経て、本大学学長が行う。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 1 月 26 日から施行する。

